原子力災害に対する住民防護と自治体

― 変ぼうする避難退域時検査 ―

1. 能登半島地震が示すもの
2. 次々後退する防護対策
3. 原災における自治体の課題

2024.1.8

市川 章人
京都自治体問題研究所 原子力災害研究会

はじめに

■山ほどある原発をめぐる問題と課題

- 原発回帰政策の暴走／ALPS処理水（汚染水）／戦争と原発／・・・

■そのなかで、なぜ、自治体に関わる問題をとりあげるか

★憲法：第11条 **基本的人権**、第13条 **幸福追求権**、第22条 **居住・移転・職業選択の自由権**、第25条 **生存権**、第29条 **財産権**

★地方自治体：住民の生命、安全、財産を守るために直接に手立てを尽くす責務

▶自治体のありようが住民の命・生活・地域にとって決定的

- とりわけ原子力災害は特殊、広範囲かつ長期の被害により、憲法の上記条項を全てを徹底的に侵害！自治体にとって最も重大な課題
- 中心になる住民避難問題は、裁判での係争などあるが、地方自治の立場からの議論は少なく、被災した自治体の実態・課題などはあまり着目されてこなかった。
- どうせ行政は信用できない、避難計画は意味がない・・・これで終わらせてよいのか？なおのこと、重要な課題 ➜研究会とし現地調査（延べ70日程）や自治体アンケート

1. 能登半島地震が示すもの

新規制基準と原災指針は新安全神話
避難計画の調査・検証の意義を考える

甚大被害！　原発事故との複合災害になっておれば･･･

■「令和6年能登半島地震」1日16時10分 M7.6　内陸直下型150kmもの長大な断層

- 大量の家屋倒壊(5～7秒で倒壊した木造住宅)、大火災、隆起･陥没、液状化、津波、港湾隆起／停電、断水、道路寸断、孤立集落、通信障害／寒さ、正月休み、行政･消防等職員の被災

■もし原発事故が重なっておれば絶望的

- 救援活動がストップ
- 避難も極めて困難
- ありえない屋内退避

災害実態に見合う訓練か

★11.23志賀原発の震度6強･放射性物質放出事故を想定した防災訓練

- 氷見市、車100台以上で参加

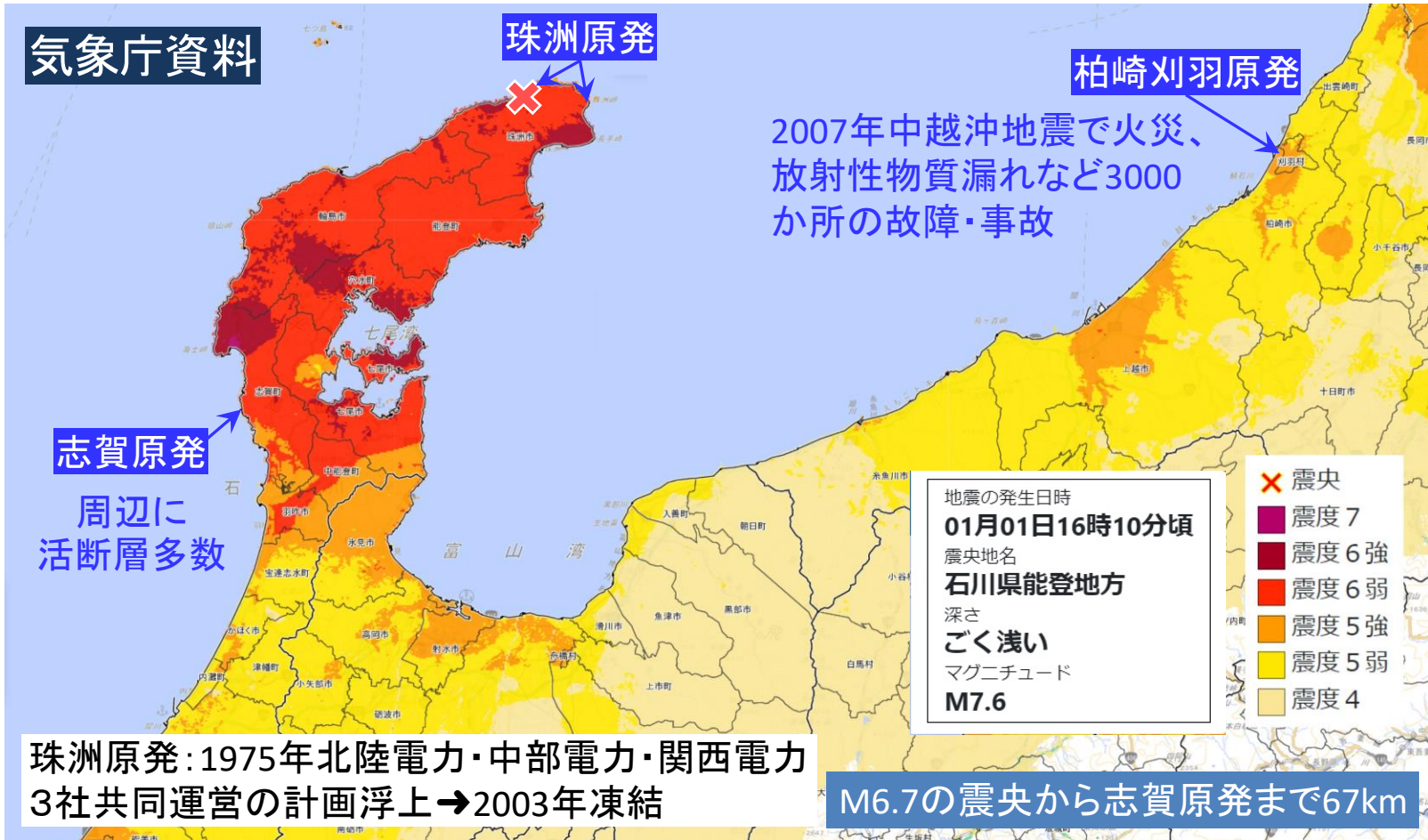

安全神話に過ぎない新規制基準と原災指針

■偶然に救われたとみるべき原発の事態

- たまたま稼動していなかった➜もし稼働していたら・・・
- たまたま外部電源喪失は部分的だった➜もし冷却不可能となっていたら・・・

★新規制基準や原子力災害対策指針の「想定」を自然は“守る”のか

- 最大震度ではなく、過去データの平均値に基づく地震対策
- 放射性物質放出あっても3.11事故時の100分の1に限定

＊ 原発周辺モニタリングポストの欠測も深刻

- 5日規制庁報告　14か所が欠測

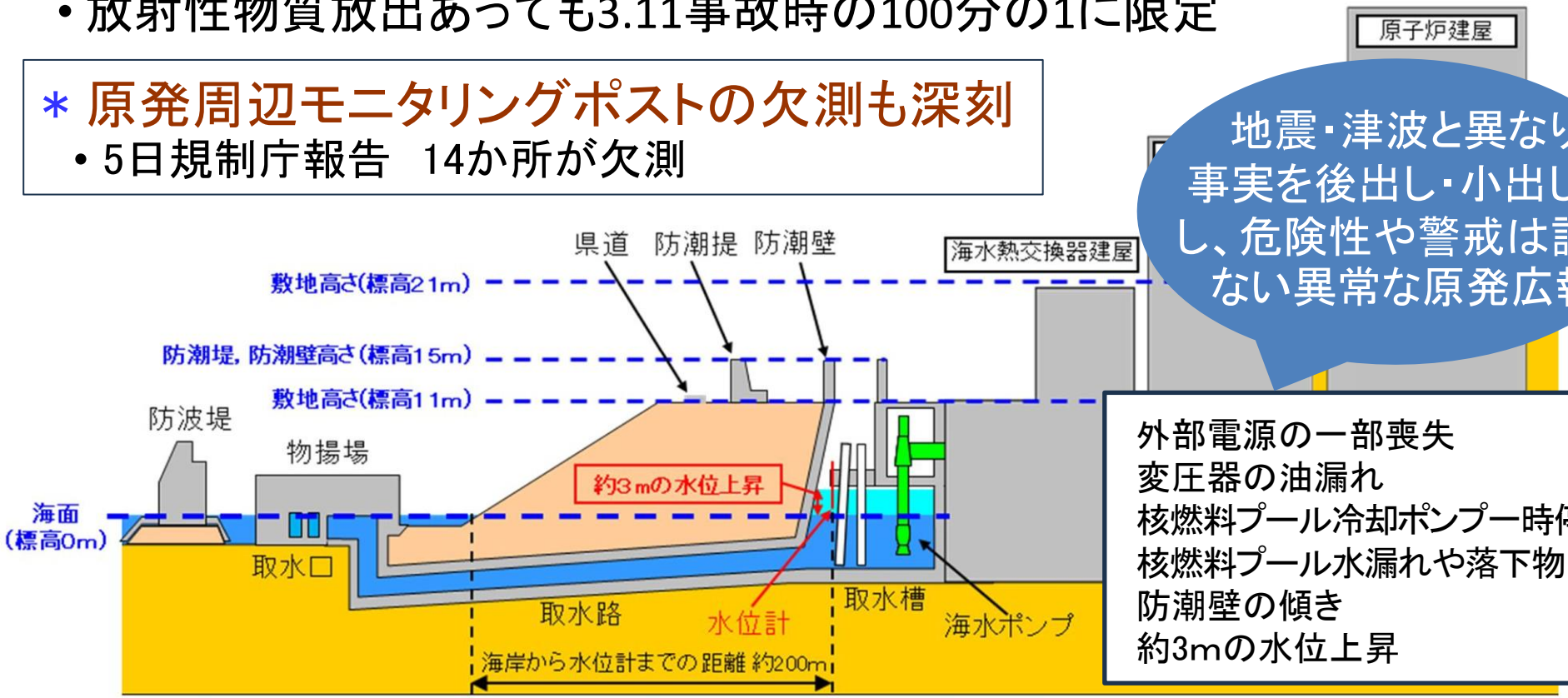

地震・津波と異なり、事実を後出し・小出しにし、危険性や警戒は訴えない異常な原発広報

外部電源の一部喪失
変圧器の油漏れ
核燃料プール冷却ポンプ一時停止
核燃料プール水漏れや落下物
防潮壁の傾き
約3mの水位上昇

災害時は電源が原発であることは却って危険

▲東京新聞1月4日

2011では県設置24台中23台欠測、その結果、高線量地域に住民避難

若狭周辺のM6以上内陸地震1891年～／若狭が空白→危険

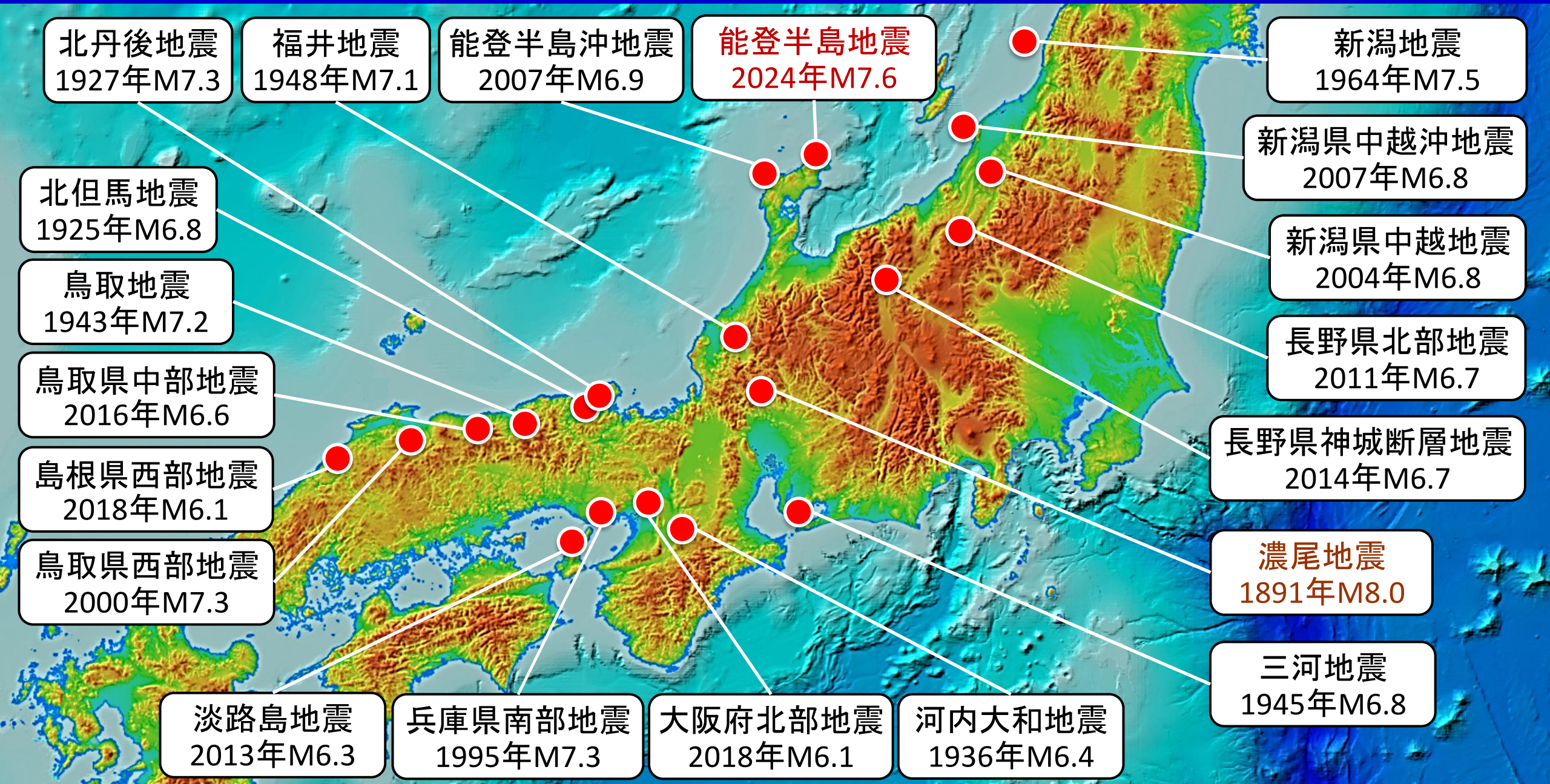

東西圧縮力で地震エネルギー蓄積中　北部の活断層群

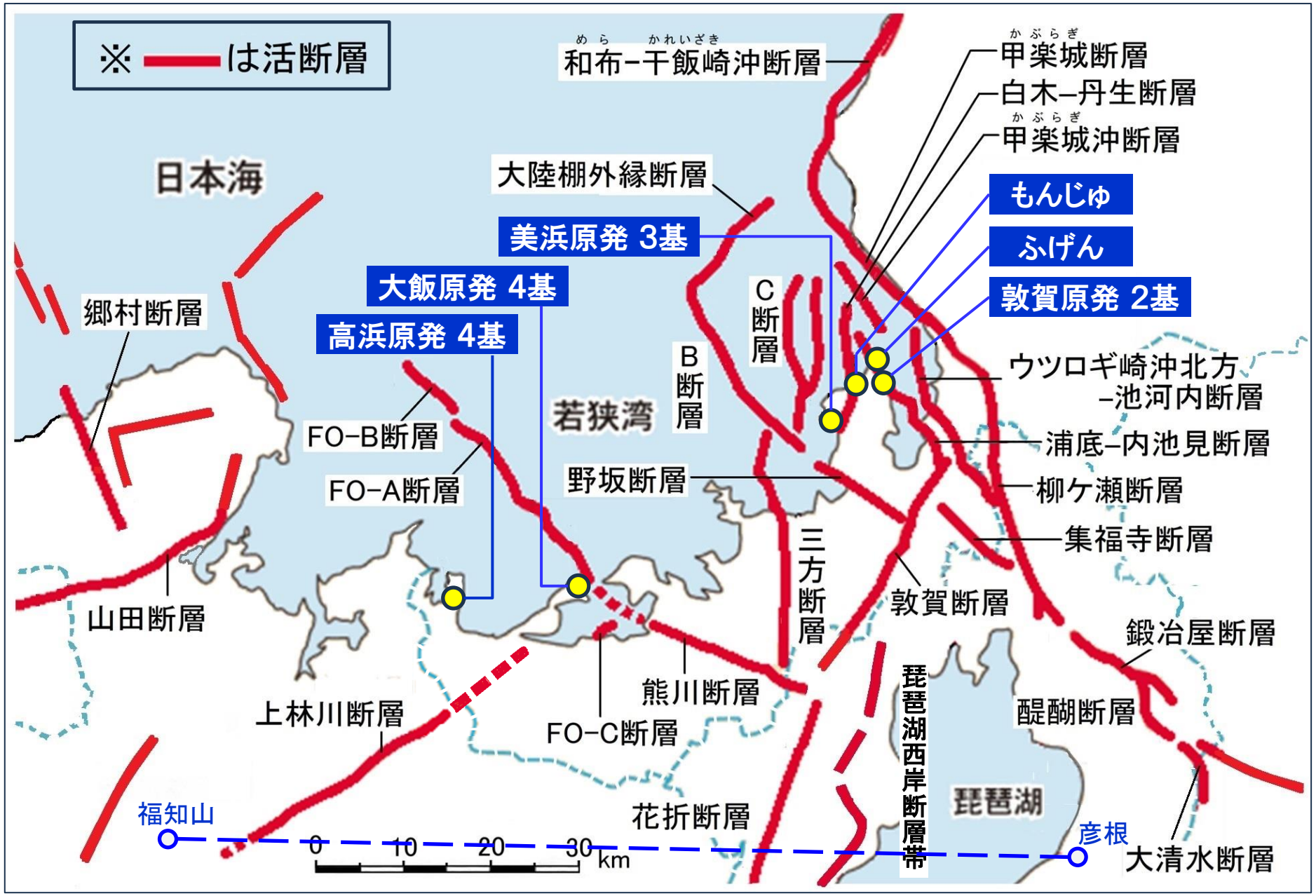

・福知山−彦根100km、1年で1cm縮む（GPS観測）

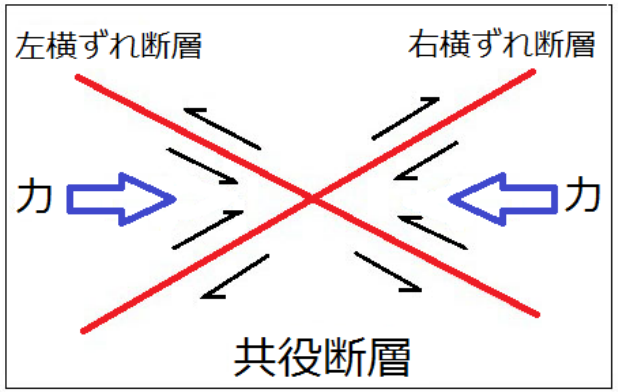

▲2001年インド西部地震で上から圧縮されたエレベーター部分
インド・グジャラート地震被害調査報告（応用地質株式会社）より

老朽原発時代に突入　70年超運転も可とする無謀

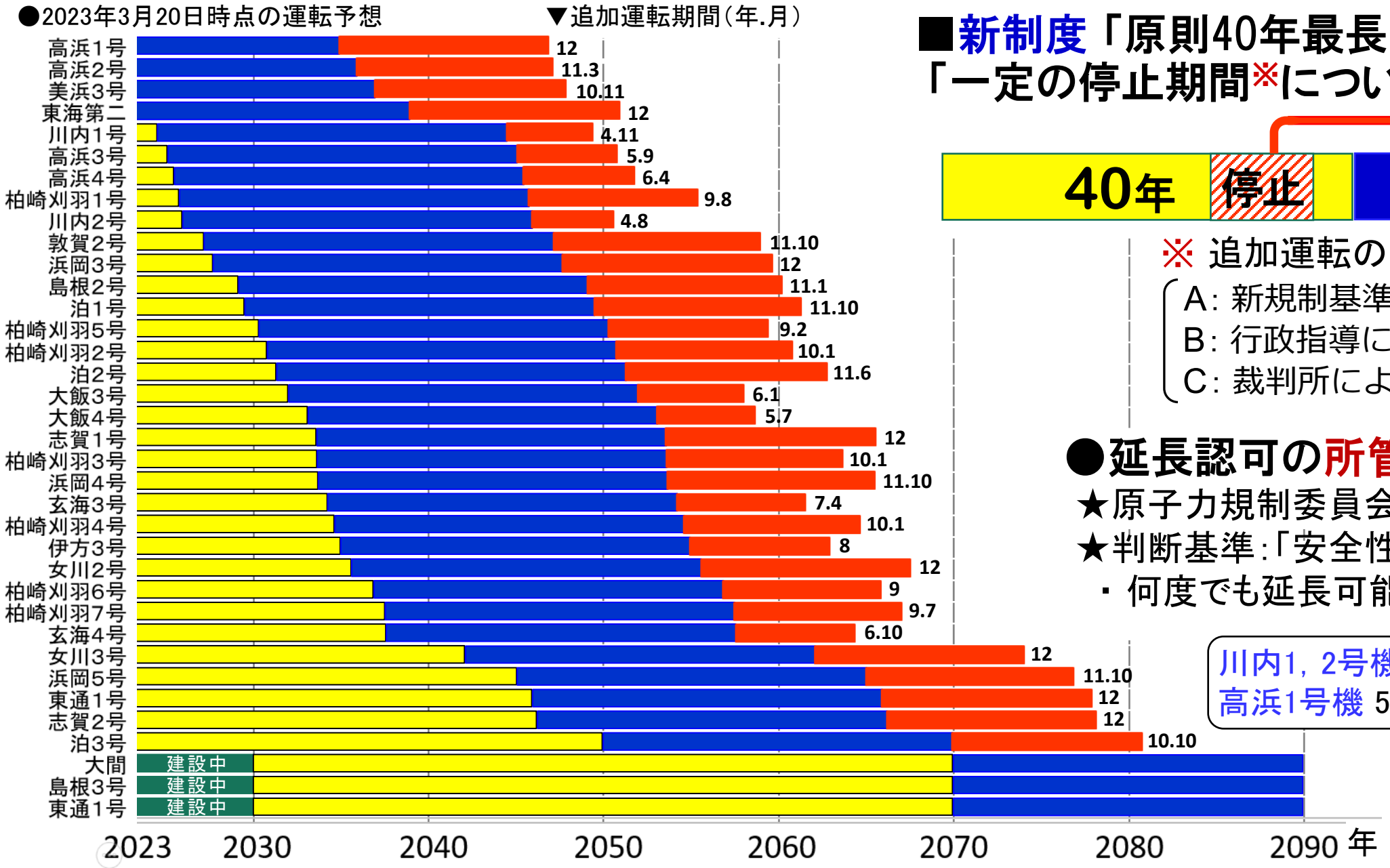

■新制度「原則40年最長60年」としつつ「一定の停止期間※については追加運転」

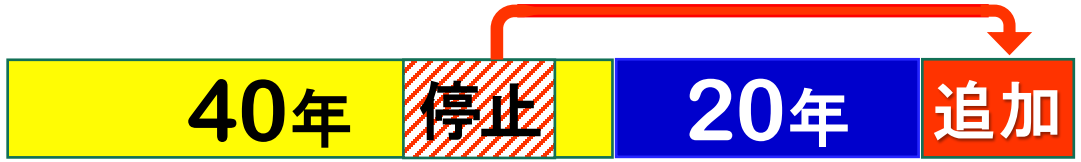

※ 追加運転の対象

A：新規制基準対応の停止
B：行政指導による停止
C：裁判所による仮処分

●延長認可の所管と基準も変更

★原子力規制委員会➜経済産業省

★判断基準：「安全性」➜「電力需要」

・何度でも延長可能に

川内1，2号機60年運転認可 11.1
高浜1号機 50年超運転申 11.2

経済産業省の2023年4月26日資料に基づく

最古の原発が再稼働　地震時の危険性極めて大

■老朽原発Top3が全て延長運転、全て若狭湾！　最も危険な高浜1号機は50年へ

- 美浜３号機（1976.12.01～）　2021年7月27日再稼働
- 高浜１号機（1974.11.14～）　2023年7月28日再稼働
- 高浜２号機（1975.11.14～）　2023年9月15日再稼働

■中性子を浴びるほど圧力容器が脆（もろ）くなる

原子炉の宿命

①脆性遷移温度（ぜいせいせんいおんど）が上昇（＝もろさが高温部にも拡大）
②高温部の粘り強さも低下する

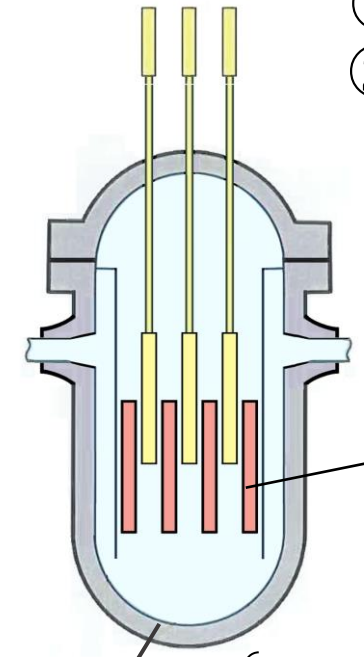

高さ 12.4m
直径 約4m
厚さ 約20cm

▼温度により異なる鋼鉄の性質

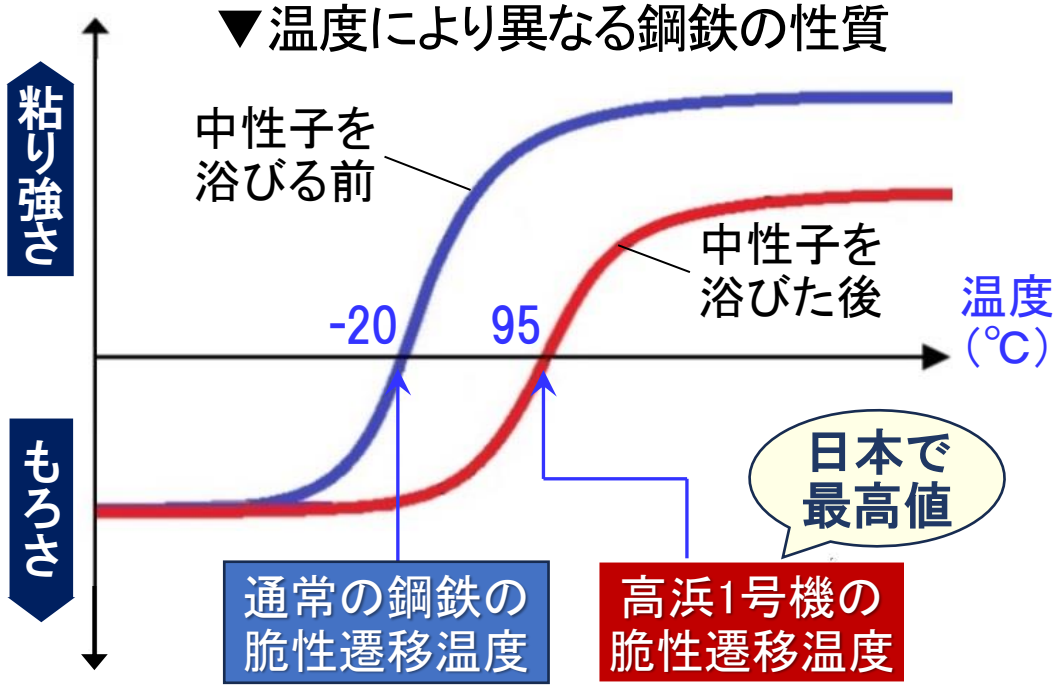

●脆い圧力容器の特徴

- 打撃によって割れやすい
- 急な温度変化で割れやすい

★「非常用炉心冷却装置」が作動すれば？

- 約340℃の圧力容器に冷水が注がれることに

↓

圧力容器破裂の可能性大

冷たいガラスコップに急に高温のお湯を注ぐと、温度による膨張差で変形・破損する。

避難計画の調査・検証の意義はどこにあるか

■原発事故による不可逆的被害、稼働中原発は最も危険、一刻も早く停止を

- 不可逆的被害から、首長、議会、行政職員、住民が、憲法で保障された諸権利をまもる

■止めても続く使用済み核燃料の危険性、住民避難計画は不可欠

- 個人的対処には困難性と限界（感知、情報、防護、広域避難）
- 原子力災害の特殊性から完全防護は困難であるが、実効性の最大限追求を

●2つの課題にとって避難計画の具体的調査・検証の重要性

①原発の危険性を明らかにする視点から
②住民防護の実効性向上の視点から

★**憲法と地方自治**の立場から、自治体を**住民を守る防波堤**として取り戻す

★**立場・考え方を超えた共同と民主主義**の発展

地方自治の立場が鋭く問われる

避難計画の調査・検証

住民と専門家
公的組織※

① 避難の困難性 実効性の欠落 などの告発 → 原発稼働不同意 停止・廃炉要求 → 政策変更 原発ゼロ社会

② 実効性向上の課題の明確化 → 施設、資機材、人員、避難道路、研修、訓練etc → 専門技術的対処 財政的支援 避難計画の審査

自治体の責務　　国の責任

※新潟県：3つの検証委員会および総括委員会／米原市：「米原の原子力災害を考える市民委員会」

数10年発電と引き換えに10万年核ゴミ・・・未来世代への犯罪

使用前ウラン燃料

↓

数年燃やせば放射能が数億倍に(死の灰)

↓

ウラン鉱石レベルの放射能まで約10万年

★長期安全管理は無理

・万年単位の安定地層なし

・“トイレのないマンション”

★使用済み核燃料事故は原子炉事故を超える場合も

・大量の放射性物質(燃料棒)と極めて強い放射能

▼ウラン燃料の燃焼とその後の放射能変化

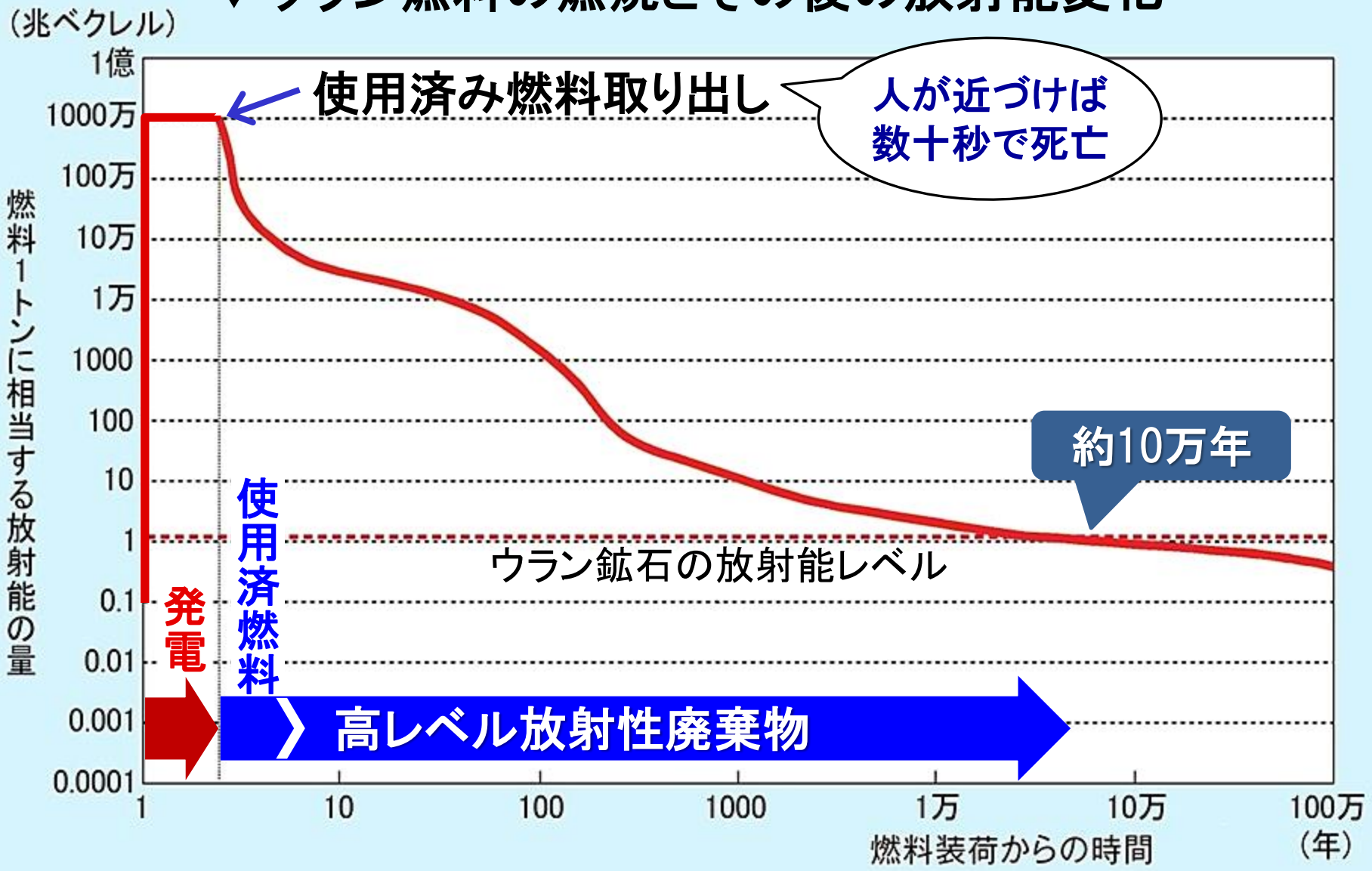

すでに全国で 19,548 トンの使用済み核燃料（2023年9月末）

■使用済み核燃料総量

- 原発サイト＋再処理工場
  ＝ 16,580ﾄﾝ＋2,968ﾄﾝ
- この他に、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が3,000本以上 ある。

★100万kW原発で1年間に約21トンの使用済み燃料ができる

➜追加運転をするだけで約3万トン増える

空冷可能まで数年～10年
MOXの場合はその10倍
（高浜3，4号、玄海3号、伊方3号）

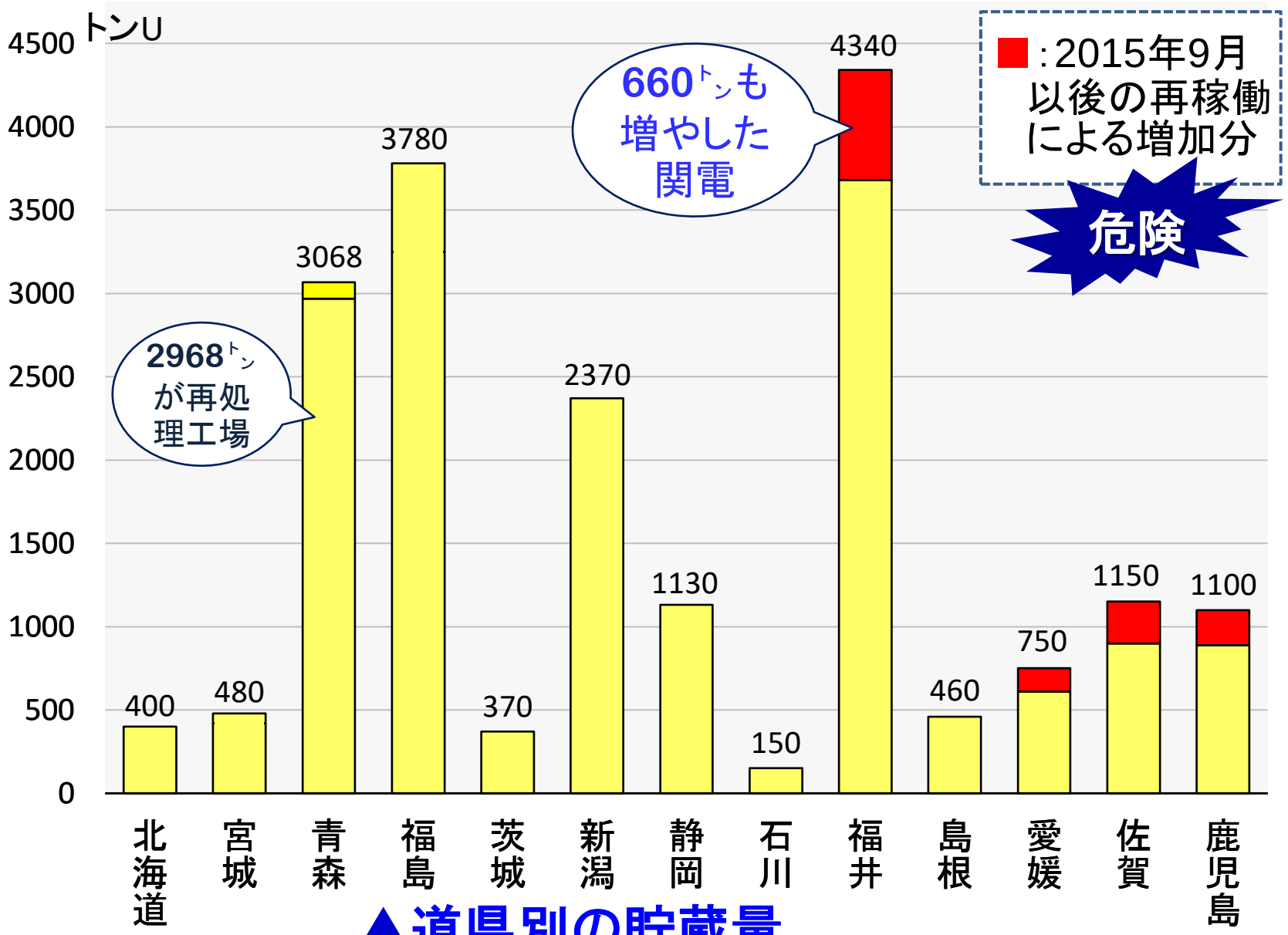

▲道県別の貯蔵量

島根原発の使用済燃料プールが攻撃された場合

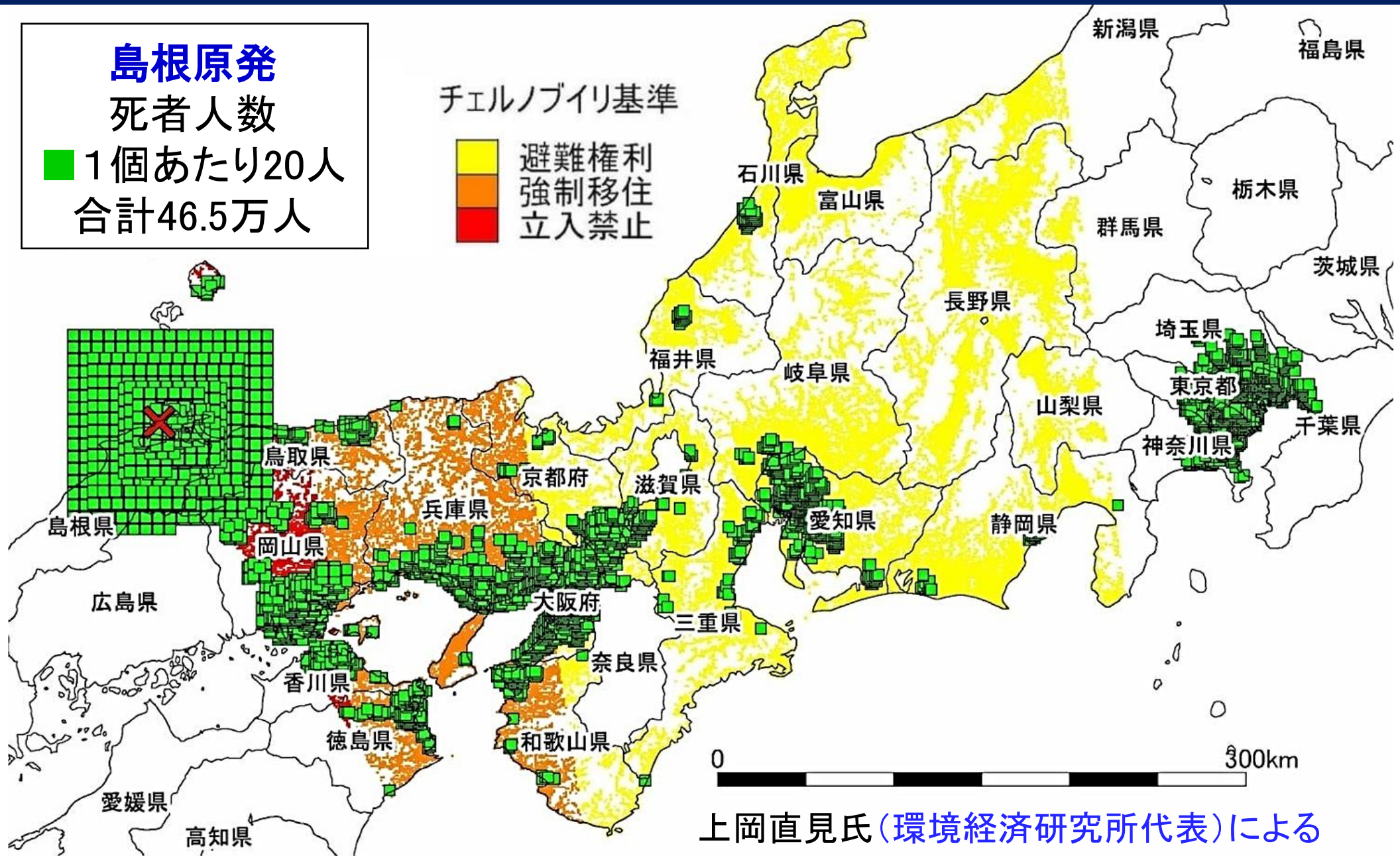

★使用済み核燃料の危険性

- 福島第一原発4号機の燃料プール崩壊時のすさまじい被害推定
- 戦争国家になれば第一級の標的となり、防護不可能

上岡直見氏（環境経済研究所代表）による

2. 次々後退する防護対策

ほぼ３年毎に大きく後退させてきた防護対策
避難退域時検査に見る変化・後退

2022年 一変した避難退域時検査

■車両の汚染検査の様子

福井県2016年訓練（綾部球場）

福井県2022年訓練（賤ヶ岳SA）

ほぼ3年毎に大きく後退させてきた防護対策

最初の「**原子力災害対策指針**」
2012年10月31日制定12月3日告示
▼法律でないため頻繁に変更
全部改正8回、一部改正11回

1 2015.3 内部被ばく発見手順廃止
（原子力規制庁）

2 2015.4　被ばく前提の避難計画とPPA廃止
＜原子力災害対策指針＞（原子力規制委員会）

3 2018.7　住民防護対策の緩和・努力目標化、UPZでの屋内退避原則化
＜原子力災害対策指針＞（原子力規制委員会）

4 2022.9「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

★2022.4.6原子力災害対策指針を改正し（原子力規制委員会）、合わせて
旧マニュアル廃止、新マニュアル制定（内閣府・原子力防災担当、原子力規制庁）

★上記の露払いとして、2021.4.27 避難退域時検査会場での防護資機材の「**交付金廃止**」を
道府県に通知（内閣府・原子力防災担当）

■なぜ基準や防護対策引き下げる？

➜実効性を後退させた容易な防護対策によって“混乱のない迅速避難”を演出できる

1 以前はあった内部被ばくの発見手順

1)福島原発事故以前に国が定めた検査手順（右図）

- 体表面汚染検査で13,000cpm以上なら除染 ➜再検査
  ➜基準を超えれば鼻スメアや甲状腺モニタリングで検査
  ➜一つでも基準を超えれば医師の診断を受け、
  安定ヨウ素剤投与などの措置

2)福島原発事故後の原災指針にも当初は記載

- 「避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいて・・(略)・・吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う」

- **2015年3月作成「避難退域時検査マニュアル」に記載せず**
- **原災指針も後退**

▲鼻スメア

▲GM サーベイメータ
（表面汚染検査用）

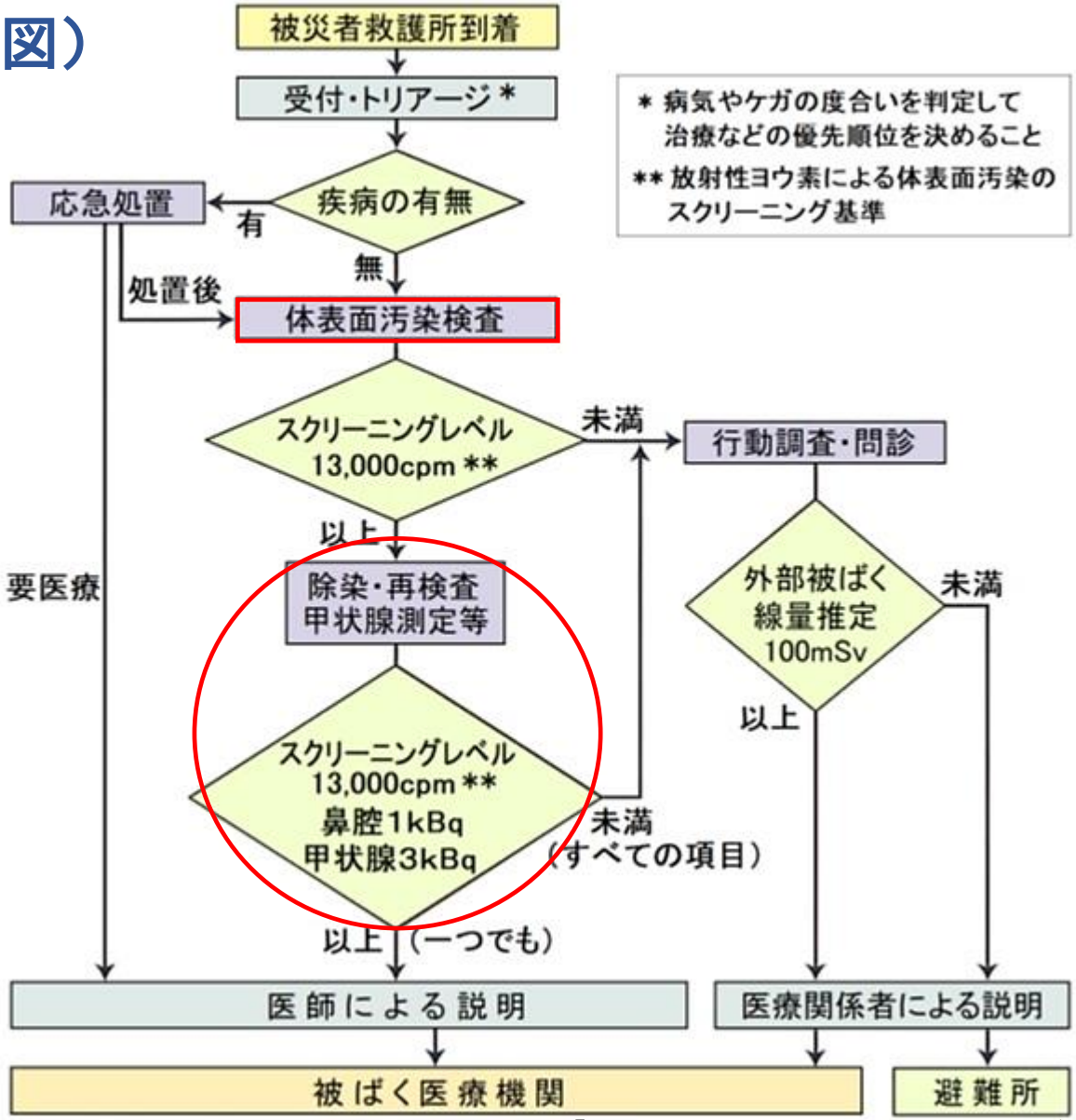

出典：財団法人原子力安全技術センター「原子力防災ポケットブック」より（加

現行の避難退域時検査の手順

❶検査は車両が対象➜基準超で乗員代表➜基準超で他乗員も
❷検査基準：13,000cpmから40,000cpmに引き上げ（β線）
❸内部被ばくの疑いがあることを調べる検査手順を廃止
・ 鼻スメア削除（原災指針2022.4.6改正）
・ 医療機関で行う甲状腺モニタリングも検査対象者の規定が不明

※OIL4は、「避難」の場合には400,000cpm（β線）に相当する

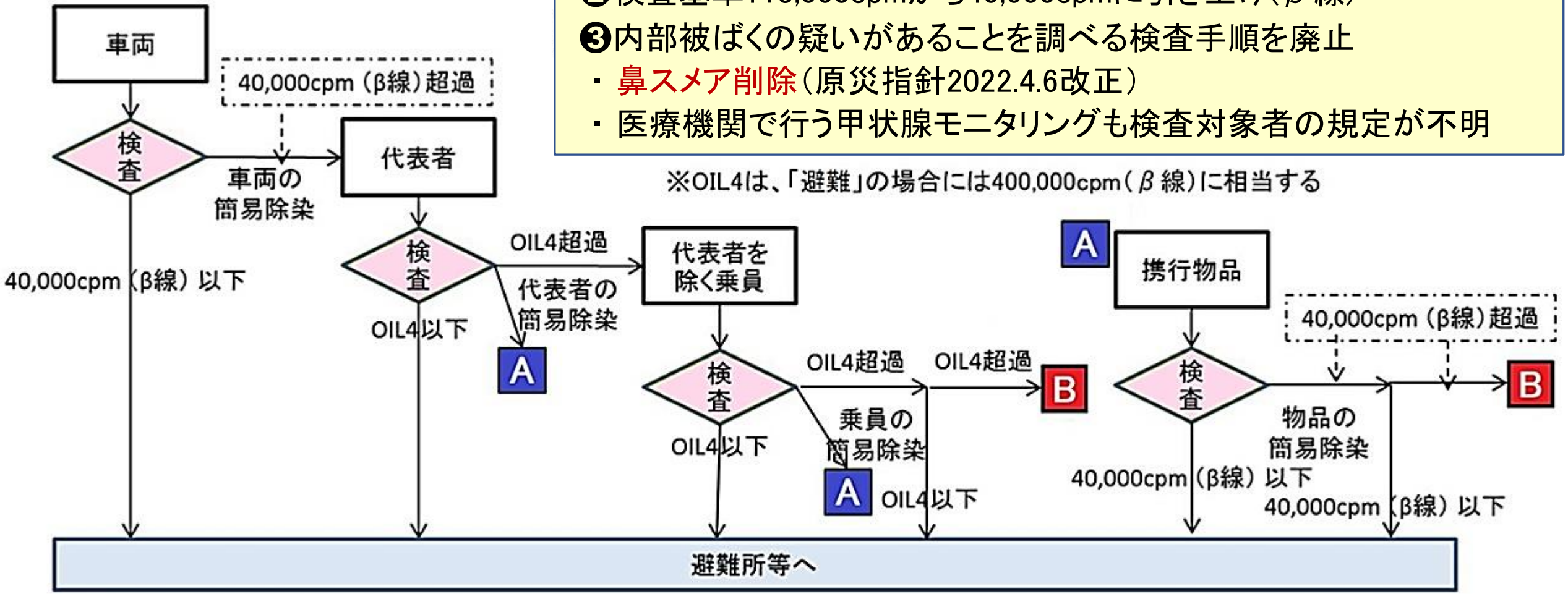

B 簡易除染してもOIL4以下にならない住民については除染が行える機関で除染を行い、簡易除染しても40,000cpm（β線）以下にならない車両や携行物品については検査場所で一時保管などの措置を行います。

② 対策重点区域を縮小した原災指針改悪(2015.4.22)

■原災指針は当初、「PPA」の設定を予定

- 放射性プルーム※で安定ヨウ素剤服用基準を超える事態に備える
- 2013 年原災指針は「検討し、本指針に記載する」と明記

■2015年4月不可解な理由で「予測」とともに削除

★予測をやめ実測に変更、被ばく前提の対策へ後退

【理由】・「放射性物質の拡散予測は困難」であり、モニタリングによる実測に変更

★30km以遠の対策放棄、安定ヨウ素剤備蓄廃止、

＜30km以遠は事実上、自己責任化＞

【理由】・実測後の安定ヨウ素剤服用は効果がないからやめる
・UPZ 以遠は屋内退避で十分
・PPAを設定して全域で屋内退避をするのは PAZやUPZの対応の妨げになる

＜対象人口の大幅減少：約1100万人➜約400万人＞

※放射性プルーム：気体や微粒子状の放射性物質の気流

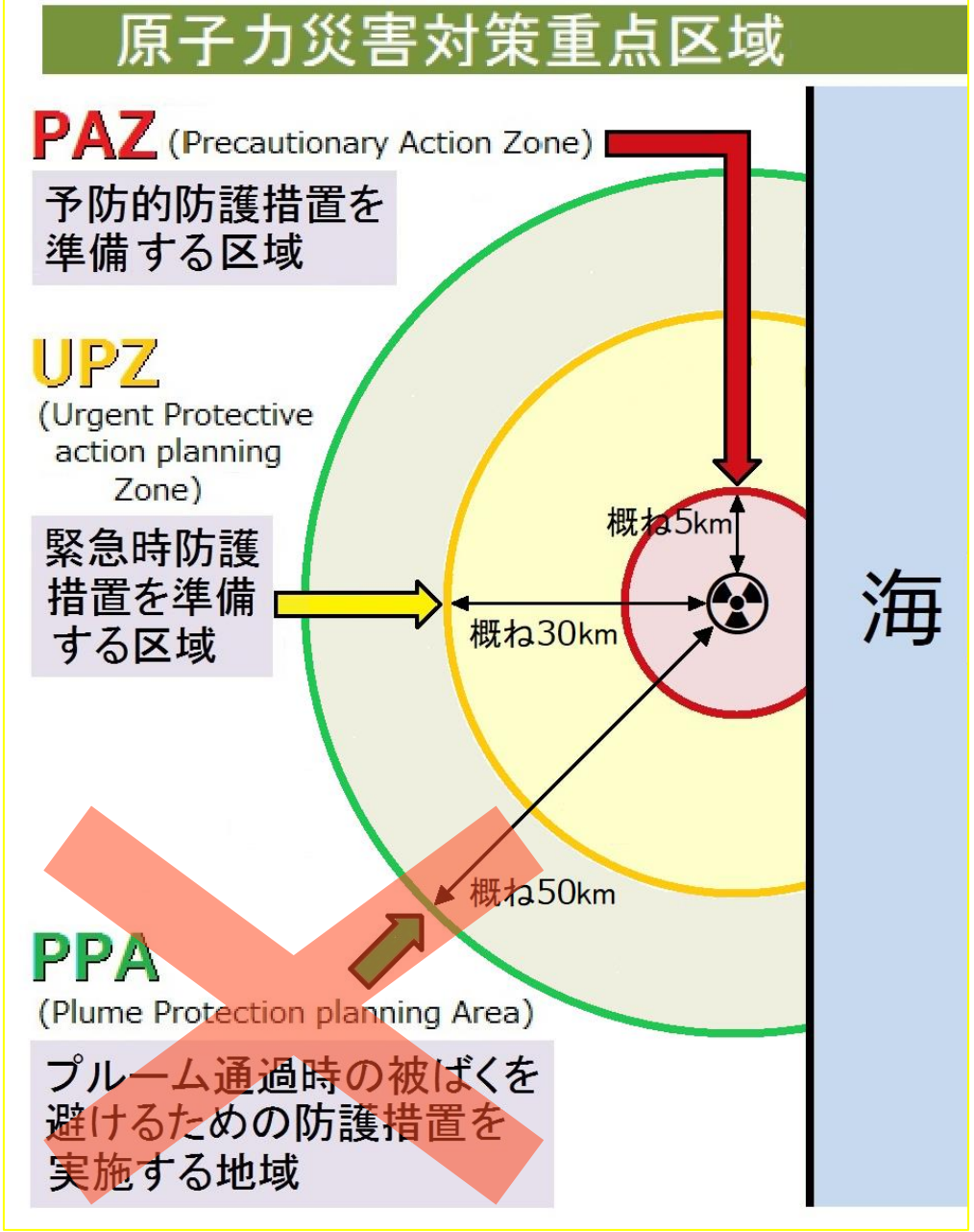

都市部市域と原発からの距離･･･道府県庁所在都市と政令指定都市

原発	人口(万人)	
泊	197	札幌市
女川	109	仙台市
福島第一	28	福島市
東海第二	27	水戸市
浜岡	69	静岡市
浜岡	79	浜松市
柏崎刈羽	79	新潟市
志賀	46	金沢市
敦賀	26	福井市
大飯	34	大津市
大飯	146	京都市
島根	20	松江市
伊方	51	松山市
伊方	47	大分市
玄海	161	福岡市
玄海	23	佐賀市
川内	59	鹿児島市

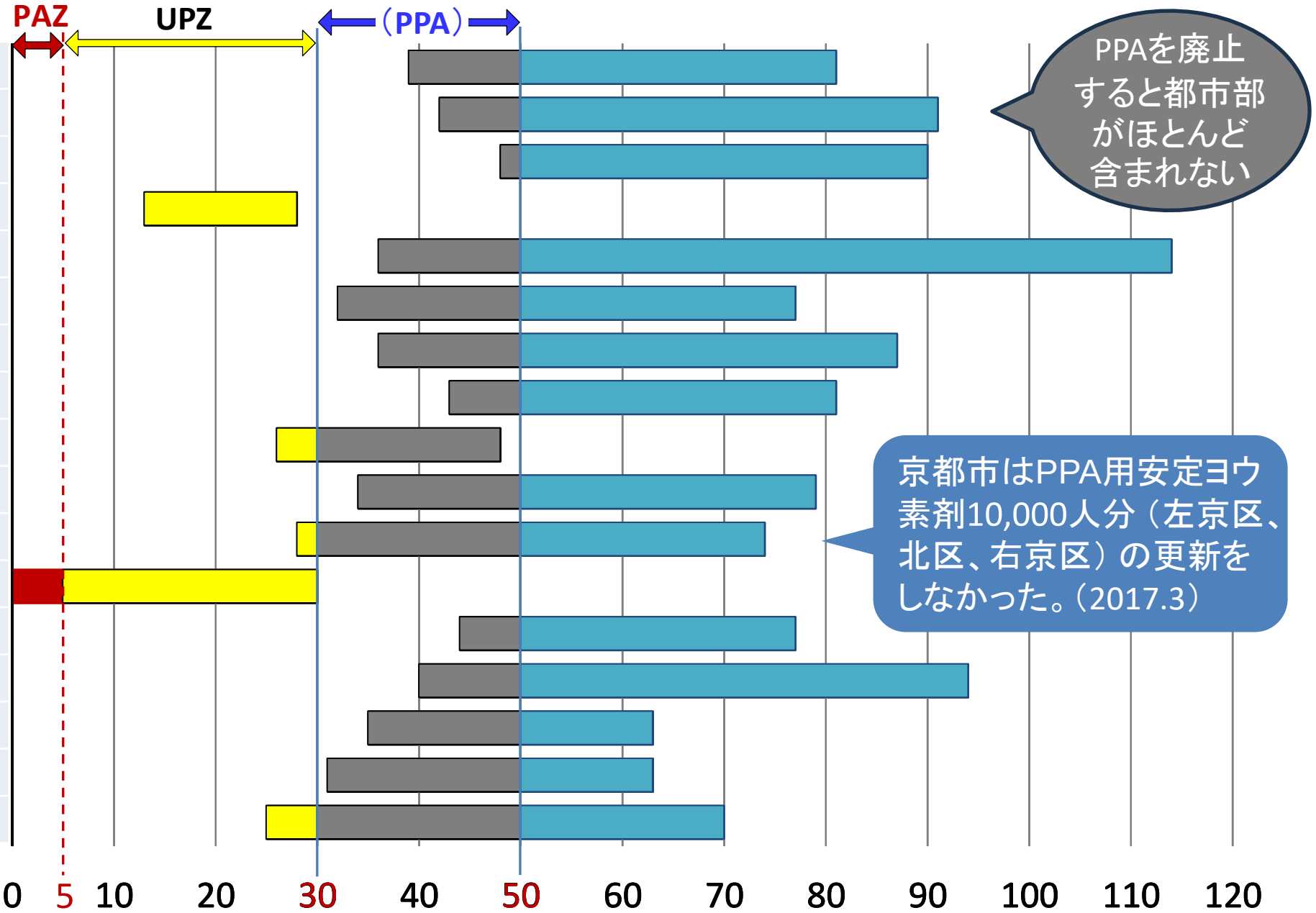

3 防護後退の原災指針改悪(2018.7.25)

区域	18年7月18日指針	→	18年7月25日指針
PAZ	確定的影響を回避する	→	重篤な確定的影響を回避し又は最小化する
UPZ	確率的影響のリスクを最小限に抑える	→	確率的影響のリスクを低減する

★被ばく回避を努力目標に後退させた

さらに

★2021.4.27指針で UPZの屋内退避を原則化

●なぜ屋内退避を原則化？
- 大人数移動・混乱を阻止
- 実効性を下げることで実行性を高める

以前のチラシは屋内退避を数日間続けることもあると記載

内閣府のチラシ

放射線防護の基本と屋内退避の問題点

■UPZ(5km～30km圏)では「屋内退避を原則」(原子力災害対策指針)

＊500μSv/hでないと、避難指示は出さない
(20μSv/hで、1週間以内に一時移転)

★屋内退避の目的とは

① 空と地面からのガンマ線外部被ばくを減らす
② 放射性物質吸入による内部被ばくを減らす

▶防護措置の基本(逃げる※)からはすでに後退

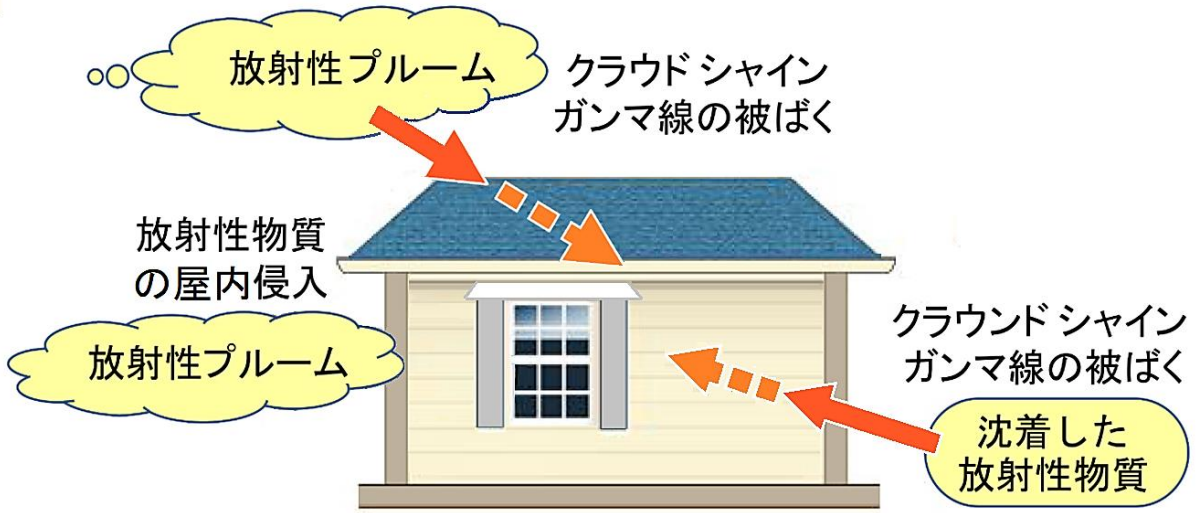

❶外部被ばくの場合、実際の効果は？

建物によるガンマ線の低減率

	クラウド シャイン	グラウンド シャイン
木造家屋	約10%	40～60%
石造り	約40%	約80%

チラシには「一般的な家屋」で「半分程度低減」できるとあるが、本当か？

▶せめてコンクリート建物への避難を！

・住民が退避可能なコンクリート建物を避難計画で示せ

※放射線防護の基本

- 放射性物質からできるだけ離れる
- 放射線をさえぎる
- 被ばく時間をできるだけ短くする
- 放射性物質の体内摂取を断つ

❷内部被ばくの場合、実際の効果は？

▼プルーム通過と屋内侵入イメージ　（プルームが1時間続く例で）

A）密閉性が低い場合

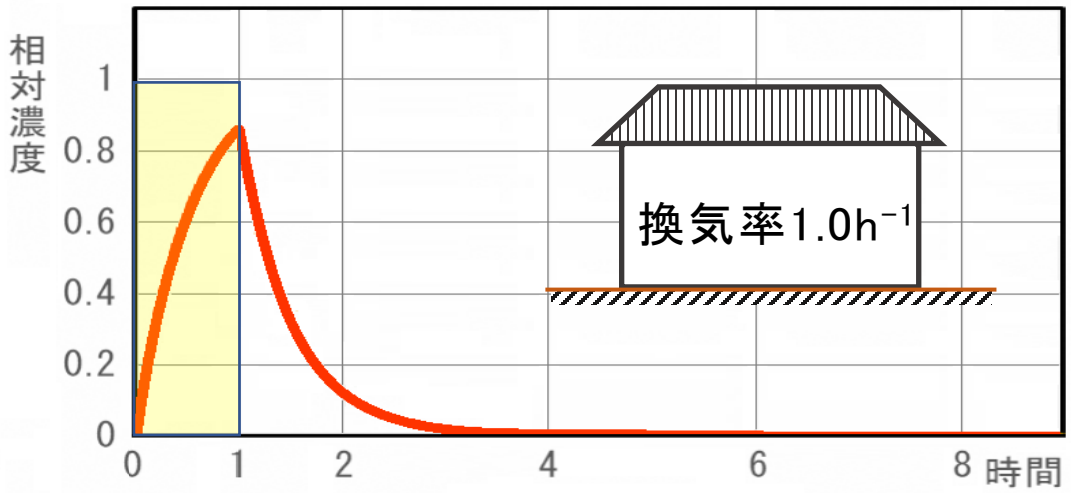

B）密閉性が高い場合

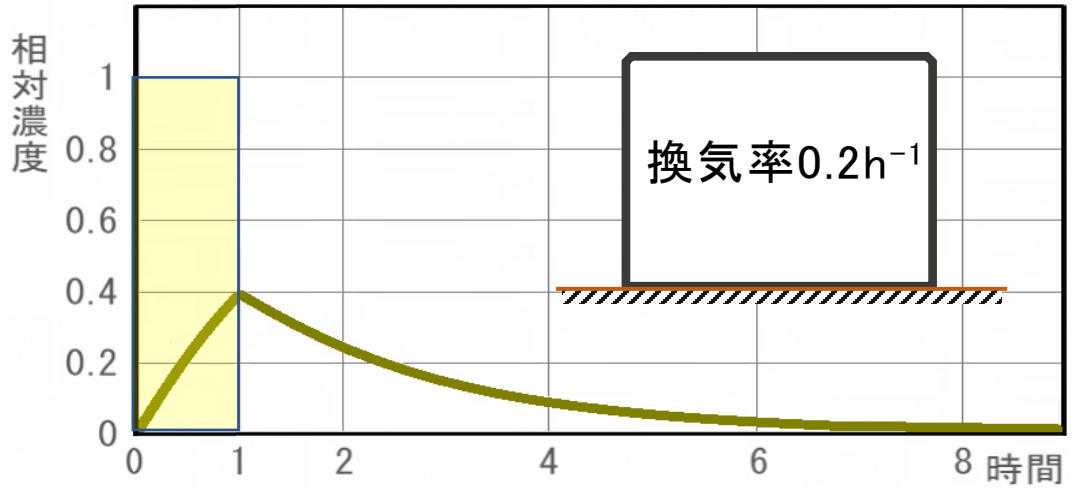

★建物は完全密閉ではないため

A）侵入しやすい➜出ていきやすい

B）侵入しにくい➜出ていきにくい

グラフの尖った山の面積がA、Bとも四角の面積と同じであることで示される

＊放射性物質が気体の場合

屋内退避が長時間続くと、どの建物についても

・屋内にこもる放射性物質量が同じになる

・しかも、屋外にいる場合と同じになる

➜屋内退避が長引くほど、内部被ばくがひどい！

・　新潟県検証委員会やJAEAの研究者も同様のデータ示す

▶屋内退避であっても安定ヨウ素剤は不可欠

・住民も退避できる放射線防護施設（陽圧施設）を！

➢プルーム通過後の早期換気が有効だが

・「プルーム通過」と「窓を開けてよい」をどうやって判断？

・判断基準もマニュアルもない。全国知事会が要求

4 「資機材整備」通知から始まった避難退域時検査の変化

■令和3年度における避難退域時検査等の資機材整備について（2021年4月27日）

★4資機材の交付金申請をしないこと

❶ 不織布防護服
- 避難退域時検査等要員の不織布防護服（タイベックス等）着用は不要

❷ 流水除染に係る関連資機材
- 高圧水洗浄や流水洗浄はウエス等で拭取ることに比べ優位性はない

❸ 住民用ゲート型モニタ
- 住民用ゲート型モニタは、検査の効率化に資さない

❹ 車両用ゲート型モニタ
- 車両用ゲート型モニタは、軽微な汚染でも感知するので今年度の購入はしない

事　務　連　絡
令和３年４月27日

関係道府県担当部局の長　殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（総括担当）
参事官（企画・国際担当）

令和３年度における避難退域時検査等の資機材整備について

平素より原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。
内閣府では、「令和２年度原子力防災研究事業」（委託先：日本原子力研究開発機構）にて、避難退域時検査及び簡易除染（以下「避難退域時検査等」という）の運用について研究を進めてまいりました。その結果、避難退域時検査等の資機材について見直す必要があり、令和３年度の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「緊急時交付金」という）の申請については下記のとおりとさせていただきたいと思います。なお、研究事業報告書（一

※JAEAの委託研究（2021年3月）を根拠とするが・・・
- 想定放射性物質放出量は「原子力規制委員会で想定された事故」＝セシウムは福島第一原発事故の100分の1

JAEAの研究報告

【表】 個々の要員の役割に応じた防護装備案

対象機関	地方公共団体、指定公共機関、原子力災害医療協力機関		
役割	車両の簡易除染（拭き取り） 住民の簡易除染 汚染物質の取り扱い	左記以外の者	【参考】現行の装備 指定箇所検査／確認検査 住民の簡易除染／車両の簡易除染（拭き取り）
サージカルマスク	○	× ※1	○
防じん（DS２等）マスク	×	×	×
綿手袋	○ ※2	× ※1	○
ゴム手袋	○ ※3	×	○
その他の使い捨て手袋	×	× ※1	×
不織布防護服	×	×	○
帽子	○	× ※1	○
シューズカバー	×	×	○
個人線量計	○ ※4	○ ※4	○

備考	
	※１：測定を行う場合や、汚染の可能性のある車両や住民に直接接触する可能性のある場合には念のため着用 ※２：ゴム手袋のインナーに着用。 ※３：放射性物質により汚染が確認されている者を取扱う場合は、二重着用が有効。 ※４：数量が不足する場合、同一作業グループの最も被ばくを受けやすい者のみが着用。

内閣府「事務連絡」以前の作業および資機材

■車両も人も流水による簡易除染の訓練をしていたが・・・

◀高圧水除染作業（10分で設置できる送風式除染テント）
2016.8.27綾部球場(福井県訓練)
＜太陽工業KK製品（展示）＞

▲住民用シャワーテント（3分で設置できる送風式テント）
2016.8.27綾部球場(福井県訓練)

▲住民用ゲート型モニタ
2016.8.27丹波自然公園
（京都府訓練）

福井県原子力総合防災訓練(2022.11.6) 一変した資機材と意識

■なくなった不織布防護服、シューズカバー、ゴーグル →ガウン、マスク、帽子

■なくなった流水除染(車両も人も) →ウェスによる拭き取り

・「いやあ、防護服がなくなって楽ですわ～」(車両除染作業員)

・「ここは汚染されていない場所ですから」(監督県職員)

▲ペラペラのガウンとマスク、手袋のみで汚染検査や除染▲

【福井県2022.11.6訓練　賤ヶ岳SA】

住民の簡易除染を若い女性※が担当▲

※1年間の職業被ばく限度50mSv(妊娠可能女性は5mSv)

京都府原子力総合防災訓練(2022.11.27)　流水除染、拭き取り除染

▲バスの高圧水・シャワー、防護服・手袋着用、ゴーグル・靴カバーなし　　／自家用車ウェスでふき取り

想定外“事故” 京都府原子力総合防災訓練（2022.11.27）

▲登る時に尻をこすって壊したので、降ろすとき厚板を挟んで対応（大江山運動公園）

2023年 4府県避難訓練を調査 自治体によって異なるバス除染

佐賀県（武雄市白岩運動公園競技場10.14）

流水

⬍

拭き取り

防護服

⬍

ガウン

島根県（出雲市東部高等技術校11.5）

鳥取県（琴浦町東伯総合公園11.5）

京都府（福知山市三段池公園11.26）

2023年訓練 流水除染資機材と設営のちがい　京都府と鳥取県

2023年知山三段池公園 前日準備

2022年大江山運動公園 前日準備 約20人で作業

台車1台で運べるテント　2023年鳥取県

琴浦町東伯総合公園　　送風後約７分で立つ ４人で作業

佐賀県訓練 住民被ばく検査・簡易除染会場（10.14）

▲住民汚染検査　ガウンとマスク、手袋

▲住民簡易除染と記録を女性が担当

佐賀県武雄市白岩運動公園（2023.10.14）

2023年鳥取県訓練 住民被ばく検査・簡易除染会場（11.5）

住民検査会場（東伯総合公園体育館）

- 訓練参加者全員に体験してもらう
- 4つの言語による表示

2023年京都府訓練 住民被ばく検査・簡易除染会場（11.26）

ベータパネル Σ

ウェットティッシュによる簡易除染

迅速性と実効性を左右する資機材

★車両除染

- 汚染箇所が広範囲であると、ウェスは拭き取り面積が小さく次々取り替える必要があり、時間がかかる。一方、高圧水洗浄なら素早く広範囲を除染できる
- 流水除染は機材により設置時間と要員数の差が大きい
- 京都府:前日委託業者約10人がほぼ6時間かけて足場を設置。22年は、グランド養生もあり約20人で作業
- 鳥取県:大型テントは1.2m四方に畳んだ状態から拡げ、送風後約7分で立つ。4人で準備

★住民検査

- サーベイメーターでは約100秒かかる。検出部を皮膚・衣服表面から距離1cm程度に保ちつつ毎秒約10cmで移動・測定するには訓練がいる
- ベータパネルΣは住民が座り、頭手足を置けば5秒で測定、誤差もほとんどない。
かつ、パソコンに記録されるから、記録員は不要。

➜迅速性、実効性、要員数から、大型除染テントやベータパネルΣの優位性は明らか

★価格

- 大型除染テント:関連資機材含め約千万円。購入は鳥取県7、新潟県1、東京電力1
- ベータパネルΣは1台380万円、避難退域時検査用に購入したのは京都府の5台
- 図のサーベイメーターは1台約40万円

▶国の財政援助が必要

3. 原災における自治体の課題

国際基準に達していない日本の避難計画
自治体における原子力災害対策の特殊性

2つの法のはざまに置かれた原子力災害対策

A

災害対策基本法

B

原子力基本法

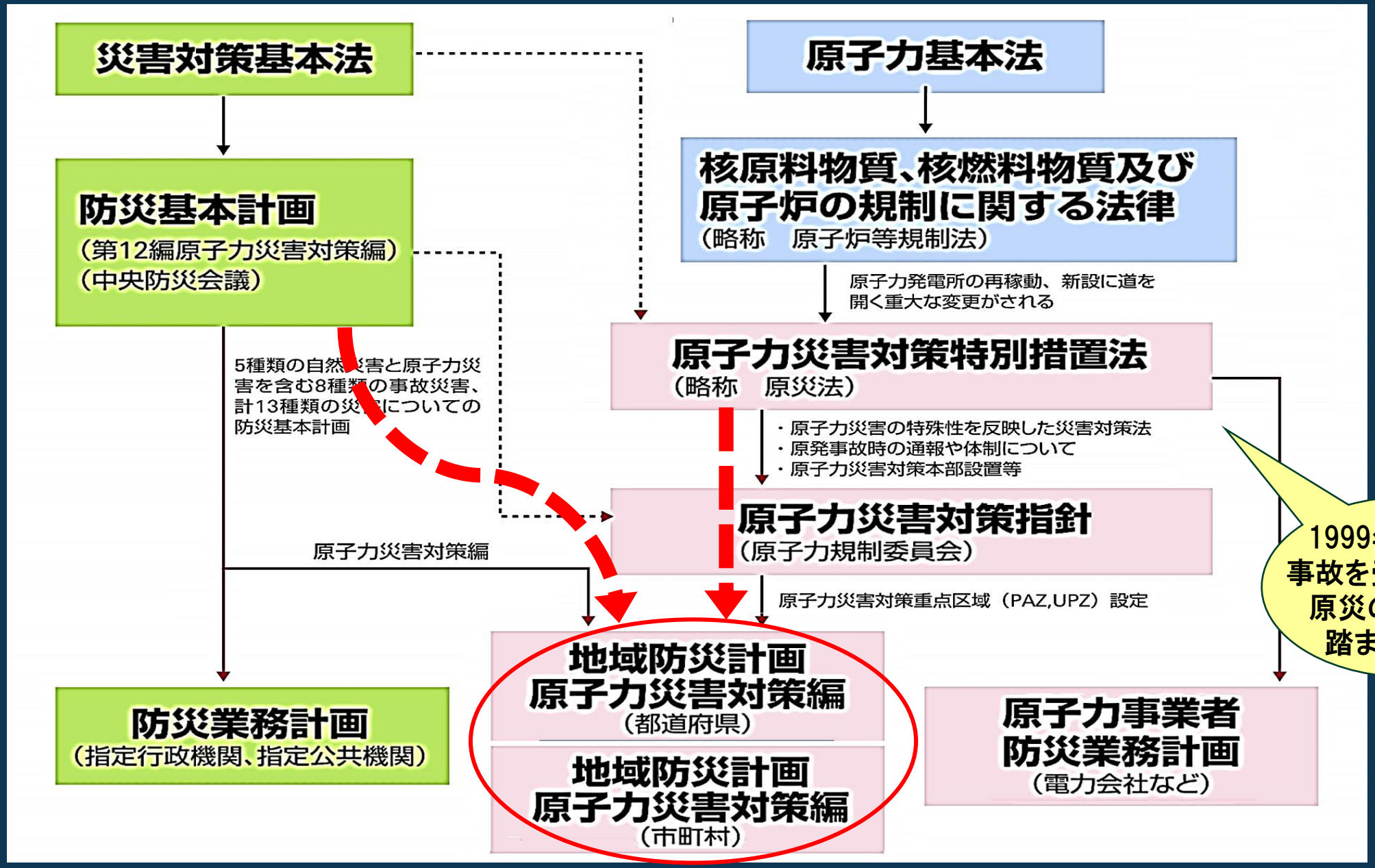

避難計画の作成、実施の責任は自治体まかせ／規制基準にせず

❶特殊性を無視、一般災害対策との類似性・共通性を強調し自治体に押付け

「情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性 又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。」（原子力災害対策指針）

・ 原災法と重なる部分に災害対策基本法の読み替え適用を拡大し、標準化可能な定型業務として自治体に責任を押し付け、実施させる

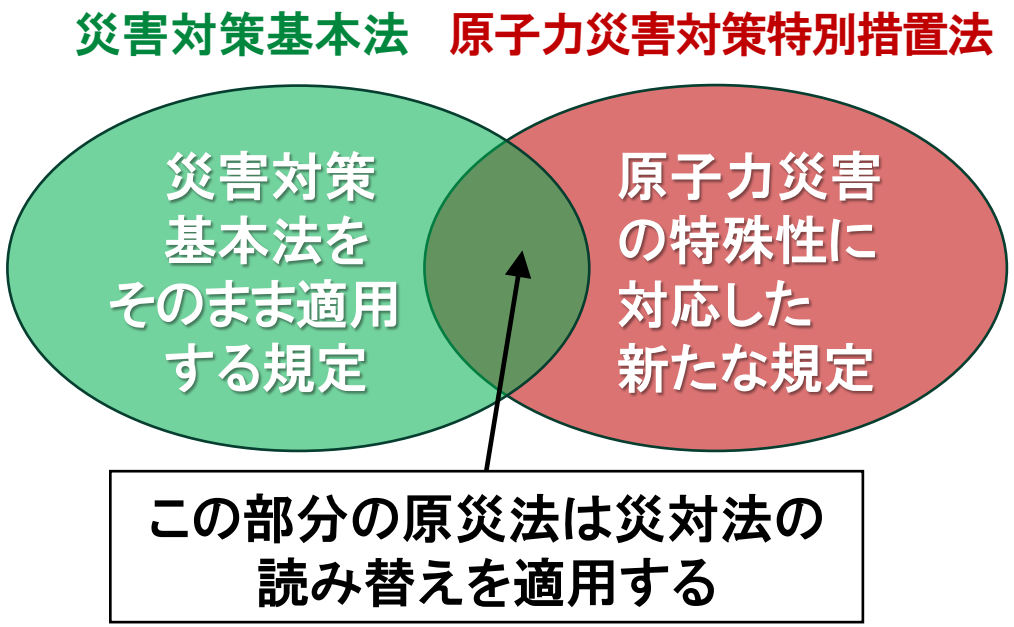

▲原子力災害対策の法の枠組み

❷国策であるにもかかわらず、避難計画を原発の規制基準にしなかった

・IAEA「原子力安全における深層防護」に反する

★しかも、**避難計画の実効性、実現可能性を評価・審査・検証するしくみをつくらなかった！**

米国が避難計画を見直したとき、日本はどうしたか

▼1979年スリーマイル島原発事故で見直された避難計画(米国)

★サイト内外での放射線緊急事態に対する準備をNRC(規制委)の許認可権限に

・認可前に、緊急事態の際に公衆の健康と安全を守るための十分な対策を講じることができるかを判断

○オフサイト緊急時計画の評価と審査を国が行う！・・・FEMA(連邦緊急事態管理庁)とNRC

・地方自治体が緊急時計画策定➜事業者がオンサイト緊急時計画を策定し、オンサイトおよびオフサイト緊急時計画の両方を規制当局へ提出➜FEMAが計画の実効性などの所見をNRCに提出➜NRCが総合的に判断　※ニューヨーク州ショーラム原発1984年完成も、稼働することなく1989年に廃炉

5つの違い

❶目的(安全/心理)　❷特殊性(含/外)　❸審査(有/無)
❹責任主体(国/自治体)　❺原発の規制(有/無)

▲1980年「原子力発電所等周辺の防災対策について」(防災指針)原子力安全委員会

・放射性物質の大量放出、又はおそれのある場合は、「周辺住民の心理的な動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするという目標を達成しなければならない。この目標を達成するためには、災害対策基本法に基づいて原子力の防災計画の整備を図る」

★原発認可後に地域防災計画で対応、自治体責任　➜以来、ずっと引継がれる

国際的安全基準ができても、従わない日本の異常

レベル	目的	目的達成に不可欠な手段
第1層	異常発生の防止	異常運転や事故の防止
第2層	異常の拡大防止	異常運転の制御と故障の緩和により事故に拡大するのを防止
第3層	事故影響の緩和	事故が発生した際に、シビアアクシデントへの進展を防ぎ、放射性物質を閉じ込める。炉心溶融を防ぐ。設計基準内への事故の制御
第4層	シビアアクシデント（重大事故）対応	事故の進展防止とシビアアクシデントによる影響緩和、放射性物質の放出低減を含むプラント状態の制御
第5層	原子力防災	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和。オフサイト（原発周辺）の緊急避難計画により被害を緩和

★チェルノブイリ原発事故を契機にIAEA安全基準として「深層防護」を1996年制定

・「深層防護」は日本も批准した原子力安全条約に1996年に取り入れられた

▲日本：第5層（住民避難計画）を原子力規制から除外する理不尽な理由

★原子力規制委員会の基本的立場 『新規制基準の考え方について』

1. IAEA安全基準は加盟国への義務付けではないのでそのまま日本で採用する必要はない。
2. IAEAの深層防護は、1～5層まで全ての対応を原子力事業者には求めていない。
3. したがって設置許可基準では第4層までしか審査、許可対象としない。

自治体における原子力災害対策の特殊性

❶ 原発・放射能の専門的知識、技術的知識を有する職員を日常的に確保、育成。
平時から原子力災害に対応する組織、人員の確保、配置が必要

＊3年程度のサイクルで人事異動。専門家の配置は限定的
＊多くの立地自治体では14～20人の職員（原発から9kmの島根県は35人）
＊周辺府県では4～7人の職員（鳥取県11人）

2021年に実施した道府県の避難計画に関するアンケート結果より

❷ 災害発生時に全職員が任につく特別体制確立、専門的知識の教育と研修

❸ 特殊な機材、機器、資材の確保と配置、日常的保守管理、使用訓練

❹ 市町村、府県を超えた広域的連携体制の確立と定期的協議

❺ 行政機関避難を想定した住民情報や業務継続のためのハード、ソフトの整備
＊内閣府は2010年以降BCP（Business Continuity Plan）作成を指示するも、想定災害は大規模地震

❻ 災害時の防災業務職員の放射線防護基準の明確化と教育。事後の健康管理

❼ 非正規職員50%超自治体もある中、原災業務に従事する職員の明確化

原災指針では、原子力災害対策の特殊性に関する自治体の課題、問題点については触れていない

原発立地・周辺自治体の課題　自治体に何を求めるか

■自治体が果たすべき役割と行政の責務・・・憲法と地方自治

1. 国と事業者に対し、原子力災害対策の責任が国と事業者にあることを明らかにしながら、避難計画の実効性、実現可能性についての検証と確立を強く求める。

　一方で、原子力災害の特殊性からくる自治体の課題克服ため、全面的支援を求める。

2. 住民の命と暮らしを守る地方自治の立場から、住民、専門家とともに避難計画・訓練の検証作業を行い、可能な限り最大限の防護対策と安全確保のための措置をとる。

・原子力災害の特殊性を正確に理解し、災害における危険性を住民と行政機関のなかで繰り返し教育し訓練を繰り返す必要　（京都府は2023.11.26広域避難訓練をHPに載せず ）

3. 避難計画の実効性の検証すらされていないもとで、原発再稼働等は住民を大きな危険にさらすものであり、自治体首長と議会がきっぱりと反対の意思を示すべき

・平尾米原市長:「防災計画や避難計画の策定に関する限界は、いまだ解消するにいたっておらず、自治体の首長としての責務である住民の命、健康及び財産を守るとの役割をまっとうできる状況になったとは感じていません。」再稼働することによる事故リスクは格段に大きいと訴え、最も有効で賢明な手立ては、再稼働しないこと、廃炉にすべきであると明快に主張（2022.12.1大津地裁）

・2019年「米原の原子力災害を考える市民委員会」設置、住民とともに考える

全ての世帯に手引きを
配布した佐賀県

避難先道順が極めて詳しく大判の唐津市

長野県松本市（志賀原発と柏崎刈羽原発から150km）では、震度6弱で、救護所に職員と医者が自動的に行く体制。毎年訓練で検証

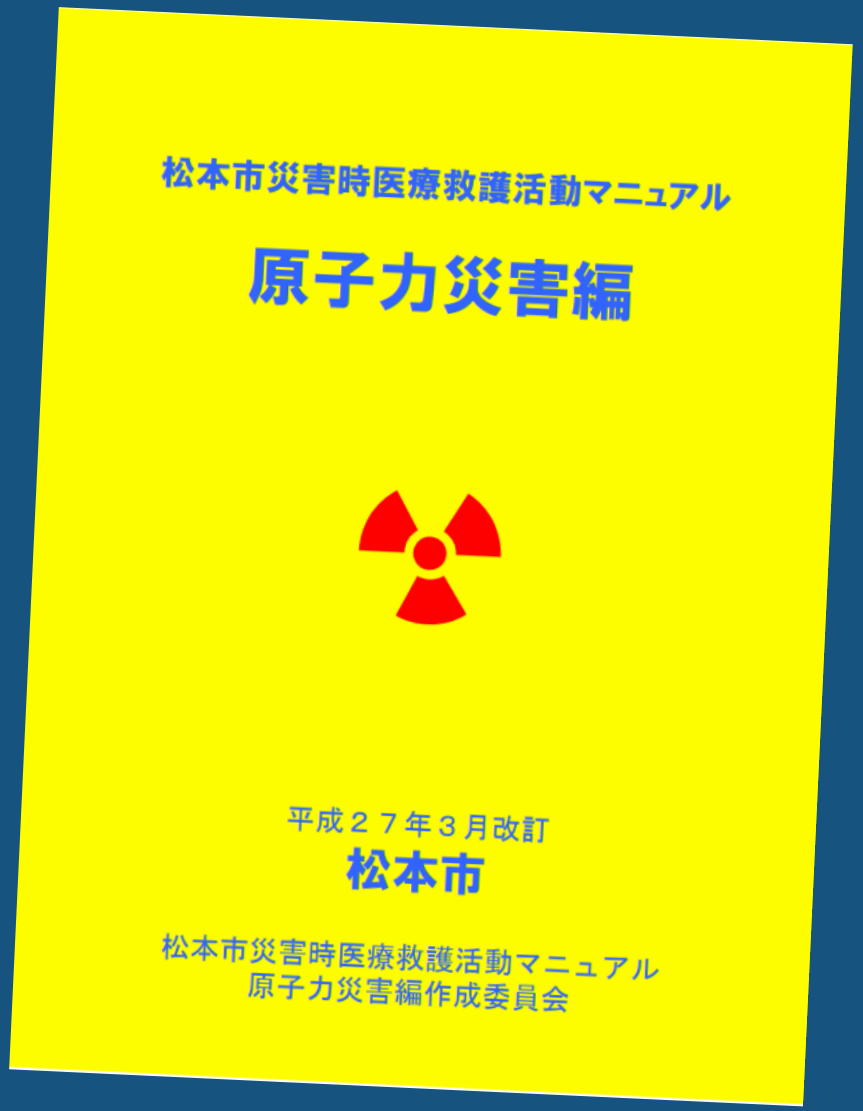

具体的な調査や追及が対策を生み出す力に

★調査結果を動画でYouTubeにアップしたら（ねっとわーく京都online）
「高浜原発内の事故と地元住民避難道路の現実」

2021.6.7

台風備え防災パト

舞鶴市と府 原発事故避難路など

台風シーズンを前に、舞鶴市と府による防災パトロールが市内3カ所であった。原子力災害時の避難路や土砂災害対策現場を回り、危険箇所の情報を共有した。

関西電力高浜原発（福井県）から5キロ圏内の松尾地区では、松尾寺近くの市道約130メートル区間で道幅が3メートル以下の場所があることを確認。市の担当者は「市道は原発避難に必要なマイクロバスが円滑に通行できない恐れがある。水害時でも複数の避難路は必要で拡幅したい」と話した。

パトロールは2日にあり、市や府の関係機関から9人が参加した。（秋田久氏）

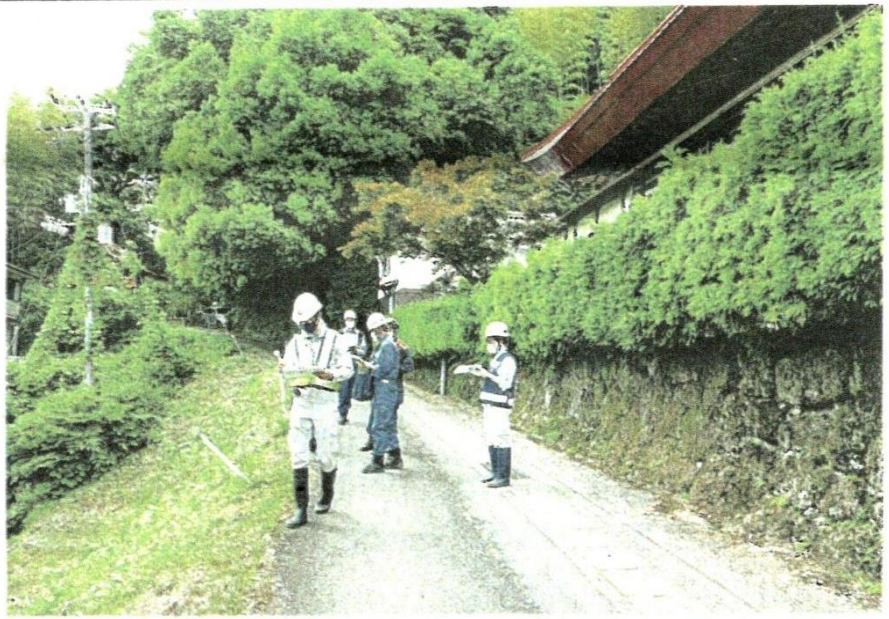

原発避難路の市道で幅の狭い場所があることを確認した参加者ら（舞鶴市松尾）

ワクチン情報はこちらから

京都、滋賀の新型コロナワクチンに関する最新情報をウェブサイトにまとめています。QRコードをスマートフォンのカメラで読み込むとアクセスできます。